

北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の処理等の状況と今後の取組

・北九州 PCB 処理事業所における変圧器・コンデンサーの処理状況について

北九州 PCB 処理事業所におけるこれまでの変圧器・コンデンサーの処理状況を下表に示す。

表 平成 16 年度から平成 30 年 9 月末までの処理状況（試運転物を除く。）

		北九州事業エリア	東京事業エリア	豊田事業エリア (変圧器 = 車載)	大阪事業エリア
変圧器類	処理台数	2,695 台		98 台	
	登録台数	2,700 台		98 台	
	処理対象台数	2,700 台		98 台	
	処理率 /	99.8% *1		100%	
コンデンサー類	処理台数	51,296 台	6,634 台		
	登録台数	51,717 台	6,925 台		
	処理対象台数	51,719 台	6,925 台		
	処理率 /	98.2% *2	95.8% *3		

処理対象台数 については、平成 30 年 9 月末現在の JESCO 登録状況、及び自治体・環境省からの情報に基づき推計した数値

*1 残 5 台。年内搬入予定

*2 分母には行政処分中のものと新規発見されたもの（契約手続き中）が含まれる

*3 計画どおり進捗しており、年内搬入予定

（ 1 ） 変圧器類

- ・北九州事業エリアにおいては処理対象台数の 99.8% を処理。
- ・豊田事業エリアからの車載変圧器については、平成 27 年 7 月より計 98 台を順次処理を行ってきたが、豊田 PCB 処理事業所と搬入調整を行った結果、平成 30 年度以降の搬入については取り止めることとなった。

（ 2 ） コンデンサー類

- ・北九州事業エリアにおいては処理対象台数の 98.2% を処理。
- ・東京事業エリアからのコンデンサー類については、処理対象台数の 95.8% を処理。残りは計画的に搬入しており、年内に搬入し年度内処理を終える見通しである。

．変圧器・コンデンサー等の処理委託契約の状況

1．昨年度（処分期間）の取組と結果について

処分期間の終盤では、各自治体による掘り起こしの最終追い込みが行われ、政府も TV コマースシャル放映による広報などを行った結果、最終月の 3 月には 158 件（事業場数。変圧器は 2 台・コンデンサーは 298 台）と多数の新規登録（掘り起こし）が行われた。

上記の掘り起こし件数の急増に対応して、JESCO は、自治体/環境省地方環境事務所/経済産業省産業保安監督部等の関係者と連携し、また、他事業所からの社員の応援など全社的な体制をもって、未契約事業場に対する処理委託契約締結の促進活動（総ざらい）に全力で取り組んできた。

その結果、登録や契約に応じていただけない保管者や、3 月下旬に登録があったために契約手続きが間に合わなかった保管者など 45 件（事業場数。変圧器 1 台・コンデンサー 175 台）が残ったが、それ以外については全ての契約締結を完了した。

2．今年度（処分期間後～計画的処理完了期限）の状況と取組

今年度は、PCB 特別措置法に基づく処分期間を終了しており、行政処分の対象となる年度である。JESCO としては、手続きに応じていただける保管者については速やかに契約手続きを進めるとともに、その他の保管者については行政への迅速かつ緊密な情報共有を行い対処している。

まず、昨年度積み残しの案件（処分期間終了間際に登録があり手続きが間に合わなかったもの）については、全て処分委託契約済みである。残る行政処分案件（10 月 5 日時点で 14 件（コンデンサー 116 台））については、各自治体より行政代執行のための公告や改善命令発出等の対応が行われているところである。

次に、今年度に入ってから新規に登録された事業場もあるが、JESCO は登録後、速やかに処理委託契約締結の手続きを進めており、10 月 5 日時点で行政処分案件を除く未契約事業場数は 6 件（コンデンサー 6 台）となっている。これらについては全て契約手続き中であり、契約成立後、早急に搬入及び処理を進めていく所存である。

3．今後の対応と処理の見通し

（1）今後の対応

JESCO における取組

計画的処理完了期限となる今年度内の変圧器・コンデンサー等の処理完了に向け、引き続き、自治体、環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部等の関係機関と緊密に連携し、迅速に円滑な契約事務を推進するとともに、収集運搬事業者とも協力・連携しながら円滑な事業所内への搬入及び処理を進めていく。

また、改善命令対象者や、本年 8 月以降の新規登録者との契約については、JESCO 処理費用の支払以外にも、収集運搬契約の締結や収集運搬費用の支払が保管者において一定の期日までに行われない場合は、契約自体が有効に発効しない「発効条件付契約書」を原則適用することとしている。対象となる保管者へは丁寧な説明を行うとともに、弊社への搬入・処理を滞らせない体制で臨んでいるところである。

行政処分対象者について

現時点で、資金難や処理制度に異議がある等の何らかの理由で契約の手続きに応じていただけない保管者等や、保管者が不明あるいは不存在といった案件については、都道府県政令市において PCB 特措法に基づく改善命令等の発出や、行政代執行に向けた公告等の手続きが進められているところであるが、JESCO としても、こうした行政の対応に合わせ、引き続き契約事務等を進めていく所存である。

また、PCB 廃棄物処理基金を活用する代執行支援事業の受付事務を通じて、自治体が行政処分を円滑に進めることができるよう側面支援を行っているところであるが、計画的処理完了期限まで残り半年を切るなかで、各自治体へは、前広に相談・準備されるよう働きかけを更におこなっていきたい。

年明け以降については、確実な処理完了に向け、平成 30 年 8 月開催の北九州地域 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会で環境省から各都道府県政令市へ示されたとおり、各都道府県政令市が主導的に保管者との対応にあたることや、いとま無き代執行等の際の処理委託契約の事務手続等が迅速かつ円滑に進められるよう、関係機関等に対して制度整備とともに、周知案内や事前準備について要請を更に行っていきたい。

(2) 処理の見通し

本年 10 月 5 日時点で、変圧器の未搬入数は 1 台となっており、年内に搬入し処理を終える見通し。

コンデンサーについては、10 月 5 日時点で、コンデンサーの未搬入台数は 380 台となっており、小型コンデンサーの割合が多くなっているが、通常の大さき(60kg 程度)のコンデンサーでも処理能力は年間 4,500 台程度あるため、十分処理可能な状態である。

JESCO は、保管者と搬入時期を調整し、順次早期に搬入・処理を進めており、期限内処理を達成する見通しである。

北九州事業エリアについては、ほとんどが少量保管事業者であり、収集運搬事業者の協力も得ながら、ルート回収にて効率的に年内搬入し、年度内に処理を終える見通しである。

東京事業エリアからの残りの地域間移動のものについては、多量保管事業者が保管しているため、計画的に搬入しており、年内に搬入し年度内処理を終える見通しである。

JESCO としては、計画的処理完了期限内の最終段階では、着実な行政処分を含めた行政対応が不可欠と考えており、今後は環境省から都道府県政令市へ発出される案内や技術的助言に沿って、都道府県政令市が前広に準備や契約手続き等を行えるよう、緊密に連携し相談できる体制で臨み、対応を行っていく所存である。

(以上)